



® 平成 30 年 12 月 13 日 (木)

No. 14834 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆著作権法の観点から見たサイトブロッキング問題(上)(1)

☆知的財産研修会(裁判所から見る進捗性判断)(7)

著作権法の観点から見たサイト ブロッキング問題(上)

高樹町法律事務所

島根大学大学院法務研究科特任教授

弁護士 桑野 雄一郎

1 はじめに

2018年4月の犯罪対策閣僚会議・知的財産戦略本部による緊急対策の決定を受け、同年6月に知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会の下に「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」が設定され、コンテンツ流通の促進、既存の海賊版対策

の検証・評価と共にアクセス遮断、いわゆるサイトブロッキングを含めた総合的対策について9回にわたる集中的な議論が行われていた。しかし、このうちサイトブロッキングに関する法制度整備については、事務局が中間とりまとめに向けて提示したとりまとめ案について、委員18名のうち半数の9名が反対したため、予定された会期の最終日に至ってもと

医薬・バイオ・化学分野専門の特許調査

JAICI

化学情報協会



0120-921-997

E-mail: ships@jaici.or.jp



SHIPS

特許調査 SHIPS



ぜひ一度 SHIPS を
お試しください!

過去の調査実績: 医薬(製剤含む), 農薬, 遺伝子, 細胞,
抗体, 食品, 化粧品, ポリマー, 有機EL, 電池, 他多数

りまとめができないまま会期の延長が決まるという異例の事態となった¹。サイトブロッキングについては、この事態の異例さに加え、賛成・反対それぞれの立場の委員の一部がSNS等を介して発言・情報発信を行ったこと、また関連業界が様々な声明を発表したこともあり、注目を集めることとなった。

サイトブロッキングを巡る議論の主要な論点は、それが憲法21条2項の保障する通信の秘密を侵害し、憲法違反にあたるというものであるが、そもそもサイトブロッキングは、著作権を侵害する海賊版サイト対策として議論されるようになったものである。ところが、サイトブロッキングの合憲性・合法性を巡る議論において、海賊版サイトがいかなる意味で著作権侵害に該当するのかについてやや疑問に感じる見解が唱えられているように感じられた。

本稿は、まずサイトブロッキングの合憲性・合法性に関する現在の議論について概観した上で、著作権法の観点からその議論を再検証するものである。

2 サイトブロッキングとは

前提として、そもそもサイトブロッキングとはどのようなものかを簡単に確認することとする。

まず、個々のユーザーがインターネットを経由してあるウェブサイトアクセスする際には以下のプロセスをたどる。

- ① ユーザーが目的とするサイトのURLを入力してアクセスをしようとする。
- ② すると、インターネット接続を提供する事業会社（プロバイダー）が運営しているDNSサーバーへの問い合わせが行われる。
- ③ 問い合わせを受けたDNSサーバーは、当該URLをIPアドレスに変換し、これをユーザーに返信する。
- ④ ユーザーは返信されてきたIPアドレスを使って目的とするサイトのサーバーにアクセスし、サイトを閲覧する。

サイトブロッキングは、②のDNSサーバーへの問い合わせの時点で、プロバイダーが、問い合わせの対象が海賊版サイトのURLであることを検知すると、アクセスを防止するため、③でIPアドレスをすり替えた上でこれを返信するもので、これにより④でユーザーが返信されたIPアドレスを使っても海賊版

サイトにはアクセスできなくなるというものである。

あくまでサイト自体を削除するわけではないため、海賊版サイトがサイトのURLを変更すればブロッキングは機能せず、アクセスは可能になってしまう²。海賊版サイト対策としてのサイトブロッキングには抜け穴があると指摘されているのはこの点である。

このサイトブロッキングと同じように特定のサイトへのアクセスを遮断する方法として、親権者などが未成年者による有害サイトへのアクセスを遮断するために行う、いわゆるフィルタリングがある。このフィルタリングは、サイトへのアクセスを遮断するという点ではサイトブロッキングと同じ効果を有するものではあるが、フィルタリングを行いたいと判断したユーザーが自らの意思で利用するサービスである。すなわち、アクセスの遮断はユーザーの同意を得た上で行うものであり、ユーザーが自らの意思でフィルタリングを解除すれば、サイトへのアクセスも可能になるものである。これに対してサイトブロッキングは、ユーザーの意思とは無関係にサイトへのアクセスが遮断され、ユーザーが希望してもそれが解除されることはない。このようにユーザーの意思とは無関係に強制的に行われるのがサイトブロッキングの特徴である。

3 「通信の秘密」とサイトブロッキング

- (1) 憲法21条2項は「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密はこれを侵してはならない。」と定めており、これを受けた電気通信事業法は、3条において「電気通信事業者の取扱中に係る通信は、検閲してはならない。」と、4条1項において、「電気通信事業者の取扱中に係る通信は、侵してはならない。」、同条2項において「電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。」と定めている。

そして、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密を侵した電気通信事業従事者に対しては、3年以下の懲役又は200万円以下の罰金という刑事罰を定めている（同法179条2項）。これは、電気通信事業従事者以外の者について定めた2年以下

の懲役又は200万円以下の罰金という刑罰（同条1項）よりも重い法定刑となっており、電気通信事業者に対し通信の秘密を保持する責務を定めたものである。

サイトブロッキングについては、電気通信事業者であるプロバイダーが、ブロッキング措置の前提となる上記②の段階で、ユーザーによるDNSサーバーへの問い合わせの対象が海賊版サイトのURLであることを検知し、これを利用している点が、憲法21条2項の定める「通信の秘密」に抵触するのではないかが問題とされているわけだが、問い合わせの対象という情報が憲法及び電気通信事業法による保護の対象となる「通信の秘密」に含まれるのであろうか、ここで問題となるのが「秘密」の意味である。

- (2) この点に関係して参考になるのが、電気通信事業法と同様に憲法21条2項を受けて、いわゆる信書の秘密の保護について定めた郵便法の規定である。同条は、8条1項において「会社の取扱中に係る信書の秘密は、これを侵してはならない。」、同条2項において「郵便の業務に従事する者は、在職中郵便物に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。」と定めている。そして、会社の取扱中に係る信書の秘密を侵した者に対し、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金という刑事罰を定める一方（80条1項）、郵便の業務に従事する者についてはこれを加重して2年以下の懲役又は100万円以下の罰金という法定刑を定めている（同条2項）。

このように、電気通信事業法とパラレルの関係にある郵便法における「信書の秘密」の保護の対象については、「郵便法の右の諸規定は、通信の秘密を侵してはならないという憲法21条の要求に基いて設けられており、憲法は思想の自由や、言論、出版等の表現の自由を保障するとともに、その一環として通信の秘密を保護し、もつて私生活の自由を保障しようとしているのである。従って郵便法上の信書の秘密は、この憲法の目的に適うよう解釈しなければならない。そもそも郵便物の委託者は郵便官署を信頼してその秘密を託するものであり、開封の信書や葉書であっても委託者が

秘密にすることを欲する場合のあること、そして少なくとも委託者はその郵便物の内容を積極的に他人に公開する意思のないこと、郵便物の発送元や宛先といえども、それが知られることによって思想表現の自由が抑圧される虞のあることを考えると同法上の信書には封緘した書状のほか開封の書状、葉書も含まれ、秘密には、これらの信書の内容のほか、その発信人や宛先の住所、氏名等も含まれると解すべきである。」とした裁判例³もあるとおり、判例上は通信の内容のみならず、通信の存在に関する事柄にまで及ぶと解されており、通説もこの見解を支持している⁴。

- (3) 電気通信事業法上の「通信の秘密」についても、「電気通信事業法104条にいう「通信の秘密」には、通信の内容のほか、通信当事者の住所・氏名・電話番号、発受信場所、通信の日時・時間・回数なども含まれると解すべきである。けだし、通信の秘密を保障する趣旨は個人のプライバシーの保護、ひいては個人の思想、表現の自由の保障を実効あらしめることにあるところ、通信の相手方の住所・氏名・電話番号などを人に知られることによって、個人の思想、表現の自由が抑圧されるおそれがあるからである。」とした裁判例⁵もあるように、郵便法の信書の秘密と同様に解されているようである。

以上を踏まえると、サイトブロッキングにおいて、その前提となる上記②の段階で検知の対象となっている、ユーザーによるDNSサーバーへの問い合わせの対象という情報は、憲法21条2項の定める「通信の秘密」の保護の対象であるという結論になりやすいといえる。

- (4) もっとも、通信の秘密の対象をこのように広く解釈する理由として「私生活の自由」や「個人のプライバシーの保護」が掲げられていることからすると、このような結論には疑義が残るところである。なぜなら、サイトブロッキングに際しては、プロバイダーにおいて、特定のユーザーが特定のサイトにアクセスしようとしたことを現実認識する必要は必ずしもないからである。いわば匿名性の確保された状態でアクセス元に関する情報を捨象し、DNSサーバーへの問い合わせの対象

に関する情報だけに着目して自動的にブロッキングを行うという行為が果たして「私生活の自由」や「個人のプライバシーの保護」を侵害することになるのかについては若干の疑義がないわけではない。現に、「電気通信事業者が通信を配信するに際して自動的、機械的またはこれらに準じた態様において実施する措置は、自動的または機械的であるがゆえに通信の秘密を侵害する虞が少な」との指摘もあるところである⁶。

とはいえ、現在のサイトブロッキングを巡る議論は、通信の秘密の保護対象となること自体は前提としているので、本稿でも以下ではこれを前提に論を進めることとする。

4 サイトブロッキングは通信の秘密を「侵す」か

(1) 憲法21条2項後段の通信の秘密を「侵してはならない」という規定の意味としては、伝統的に以下の2つが挙げられていた⁷。

- ① 公権力が通信の内容や通信の存在自体に関する事実を知得することの禁止 (積極的知得行為の禁止)
- ② 通信業務事業者が職務上知り得た通信に関する情報を私人や他の公権力に漏洩することの禁止 (漏洩行為の禁止)

そして、電気通信事業法のもとでは、以上の2つに加えて、

- ③ 発信者・受信者の意思に反して通信を利用することの禁止 (窃用の禁止)

も、通信の秘密の保障に含まれると解されている⁸。

サイトブロッキングが通信の秘密の侵害となるとの指摘は、プロバイダーがアクセス先を知得すること、そしてその情報を通信当事者の意思に反して、およそ同意しない用途に用いることを問題とするものである。

(2) もっとも、積極的知得行為との関係では、もともとプロバイダーはサイトブロッキングとは無関係に、ユーザーのアクセスのリクエストをアクセス先のサーバーに届けるために、アクセス先の

情報を必然的に取得しているので、サイトブロッキングのために新たな情報の取得をしているわけではないとの指摘がある⁹。また、後述するとおり、すでに児童ポルノに関してはブロッキングが実施されている関係で、プロバイダーは児童ポルノに関するブロッキングのためにすべてのインターネットユーザのアクセス先情報をすでに検知しているのであって、今回議論されているサイトブロッキングのために新たにアクセス先の情報を取得しているわけではないという理解も一応可能である。

このように考えると、積極的知得行為という観点からサイトブロッキングが通信の秘密に抵触するという理解には法的根拠が乏しいように思われるところである。

もともとプロバイダーがアクセス先の情報を取得しているという問題については、サイトへアクセスしようとしているユーザーにおいて、自分のリクエストを実現するためにプロバイダーがアクセス先の情報を取得することは当然許諾をしていると考えられるので、積極的知得行為として通信の秘密には抵触することはないと考えられる。また、児童ポルノについては後述するとおり緊急避難という法理により正当化されると考えられていることから、同様に積極的知得行為として通信の秘密に抵触することはない。問題は、そのように正当に取得したアクセス先に関する情報を今回問題となっているサイトブロッキングのために利用することが通信の秘密に抵触しないのかである。これは上記①の積極的知得行為ではなく、上記③窃用の禁止との関係での問題である。

(3) 窃用については、ある目的のためにアクセス先の情報を取得することが正当化されるとしても、知得したアクセス先の情報は当該目的のために利用することが許されるのであり、それを他の目的、しかもユーザーの意思に反する目的のために使用することは通信の秘密の侵害となる。一般論としてはこのこと自体は当然であって、異論の余地はないところである。このことから、アクセス先に関する情報を取得する行為自体が通信の秘密の侵害に当たらないとしても、知得したアクセス先に関する情報をサイトブロッキングのために利用することは窃用に該当し、通信の秘密の侵害に当た

るとする指摘がなされるのも当然のことである。

しかし、上述したサイトブロッキングの仕組みみると、サイトブロッキングのために利用されるのは、ブロッキングの対象となるサイトにアクセスしようとしていることが検知されたユーザーのアクセス先に関する情報だけであり、ブロッキングの対象外のサイトにアクセスしようとしているユーザーの情報が利用されるわけではない。もちろん、ブロッキングの対象サイトが悪質な海賊版のサイトが想定されているとしても、そこにアクセスしようとしているユーザーのアクセス先の情報自体が、通信の秘密が保護しようとしているプライバシーの対象となることは明らかである。しかし、そのようなサイトにアクセスしようとしているという情報自体がどこまで法的保護に値するのかは慎重に議論されるべきである。また、現在の著作権法では、私的違法ダウンロード(著作権法30条第1項3号、119条3項)に該当する場合でない限り、海賊版のサイトにアクセスすること自体は著作権侵害にあたらないとの理解が前提になっているように思われる。しかし、海賊版のサイトが侵害している著作権のうち公衆送信権(著作権法23条1項)については、ユーザーがアクセスをすることによって公衆送信行為がなされるという点で、ユーザーによるアクセスなしには成立しない侵害行為であり、刑法上の対向犯に該当する。刑罰法規としては私的違法ダウンロードに該当する場合以外は処罰規定がないとはいえ、少なくとも民事上は故意・過失が認められるユーザーの海賊版サイトへのアクセス行為(一般的には少なくとも過失は認められる場合が多いものと考えられる)が配信をしている海賊版サイト側との共同不法行為に該当しないと考える理由はないと考えられるところである。もっとも、公衆送信権については自動公衆送信の場合に送信可能化も含むと規定されている(著作権法23条1項)ことから、このような理解については後述する若干の疑義があるので、海賊版のサイトにアクセスする行為を違法とする法改正が検討されるべきではあると考えられる。いずれにせよ、ブロッキングの対象サイトへアクセスする行為自体を違法と考えられるのであれば、かかるサイトにアクセスしようとしているユーザーのアクセス先に関する情報が法的

保護に値しない、よって窃用行為としても通信の秘密の侵害にはあたらないという結論はより明確になると考えられるところである。

- (4) 以上のとおり、サイトブロッキングについては、①そもそもアクセス先に関する情報が「通信の秘密」の保護の対象にあたるのか、②保護の対象にあたるとしてサイトブロッキングに際してプロバイダーがアクセス先に関する情報の積極的知得行為を行っているとして評価できるのか、③積極的知得行為を行っているとしてこれをサイトブロッキングに利用することは「窃用」として通信の秘密の侵害と評価できるのか、という点に疑問があるが、現在の議論ではこれらの点に異論を唱える見解はあまり多くはなく、議論の焦点は通信の秘密の侵害に当たることを前提に、後述する緊急避難などの違法性阻却事由の要件を充足するかとなっている。そこで、以上の点の疑義を留保しつつ、以下では例外的に通信の秘密を侵すことが許容される場合に該当するかについて論じることとする。

5 立法によるサイトブロッキングの許容性

- (1) 通信の秘密といえども絶対的なものではなく、「公共の福祉」による制約を受けることは憲法上も当然のことであるが、通信の秘密はいわゆる優越的地位に立つ表現の自由とも表裏一体の関係にあることから、これを制約する規制の合憲性については「明白かつ現在の基準」、「必要最小限度の基準」(規制の対象・程度が必要最小限度であることを要求するもの)、「LRAの基準」(規制の対象・程度がより制限的でない他の選び得る手段であるかどうかを審査するもの)などの厳格な基準によらなければならないと考えられている¹⁰。
- (2) サイトブロッキングについては、上述のようにこれが電気通信事業法上これを侵すことに対して刑事罰が設けられていることから、正当業務行為(刑法35条)や緊急避難(同法37条1項)などの刑法上の違法性阻却事由の要件を充足するかどうか議論されている。

しかし、刑法上の違法性阻却事由はあくまで刑法により認められるいわば通信の秘密の例外であり、ここで議論されるべきは刑法上の違法性阻却事由の要件を満たさない場合にも立法により通信の秘密の例外を認めることができるか、それが上述の厳格な合憲性の基準を満たすかどうかである。

この観点からすると、①サイトブロッキングを実施しないと法益侵害が生じる「明白かつ現在の危険」が認められるか、②サイトブロッキングという規制が規制の対象・程度として必要最小限度か、③より制限的でない他の選り得る手段があるのかという観点から議論がなされるべきである。特に②の問題については、具体的にサイトブロッキングを法制度化する際に、その要件をどうするかについて議論されるべき事柄であったが、冒頭で述べたとおりその点の議論には至らないままとなっている。①については、後述するように著作権法を改正することでより明確にはなる余地はあると考えられるものの、現在の著作権法においても海賊版サイトへのアクセスが行われれば違法な公衆送信行為が行われてしまうという意味で、明白かつ現在の危険があると認められるのではないかと考えられる。また、③についても、サイトブロッキングはあくまでプロバイダーを通じたアクセスを制限するだけのことであり、この点を捉えて実効性に乏しいと非難する向きもあるが、相当数のユーザーに対する公衆送信行為を阻止できる反面、完全に配信行為を遮断するものではないという意味では制限手法として制限的でないとの評価は可能ではないかと考える。

は、これを侵してはならない。」と定め、人と人との間のコミュニケーションを保護することによって、表現の自由の保障をより実質化するとともに、私生活上の自由ないしはプライバシーを保護しようとする趣旨に出たものである。また、郵便法8条1項の秘密の確保の定めは、郵便事業が強い公益性を持ち、国民がその業務の利用を強制されることに鑑みて、憲法21条2項後段と同様の趣旨により、信書の秘密を保護する旨を定めたものと解される。そして、通信の秘密及び信書の秘密が有する前記の趣旨に鑑みれば、その保障の範囲は、通信の内容そのものにとどまらず、通信の存在自体、すなわち信書の差出人及び受取人の氏名、住所、所在等の情報についても及んでいると解するのが相当である。」としている。

- ⁵ 東京地裁平成14年4月30日判決LLI/DB判例秘書搭載
- ⁶ 石井徹哉「通信の秘密侵害罪に関する管見」千葉大学法学論集27巻4号121頁、128頁（2013年）
- ⁷ 長谷部恭男『注釈日本国憲法（2）』（有斐閣、2017年）[阪口正二郎] 435頁
- ⁸ 穴戸常寿「通信の秘密に関する覚書」長谷部ほか編『現代立憲主義の諸相 下』注8、512頁（有斐閣、2013）
- ⁹ マイケル・シュレシンジャー＝遠山友寛「日本国におけるオンラインでの著作権侵害への対処－サイト・ブロッキングの導入に向けて－」コピーライト57巻677号26頁、33頁（2017年）。
- ¹⁰ 岩崎邦生「判解」最高裁判所判例解説刑事篇平成24年度501頁、504-505頁。なお、同解説でさらに、それをより一般的に、厳格な基準とは、『目的』の合理性の審査と、その目的達成のための『手段（方法）』の合理性の審査を厳格に行うべき』ということの意味するものであり、さらに具体的に、『目的の合理性』については、規制の目的がそれ自体が正当であること（違法、不当な目的でないこと）にとどまらず、規制の目的が、規制される人権との関係で、『当該人権を規制して得ることが是認されるような重要な利益を得ることにあること』が要求され、『手段（方法）の合理性』については、規制の対象・程度が『目的を達成するために必要かつ合理的なものであること』が要求されることになり、これは、規制をしなければ、あるいは規制の対象を狭めたり規制の程度を下げたりすれば、目的の達成に支障が生じるか（弊害が生じるか）という観点から検討すべき』ことを意味するとしている。

¹ 平成30年10月30日「インターネット上の」海賊版対策に関する検討会議（座長）検討状況報告

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2019/contents/dail/siryou1-1.pdf)

² 海賊版サイトとして有名な「漫画村」では著作権者側がドメイン差押えを実施した時点で既に2回もドメイン名を変更していたとの指摘もある。

³ 大阪高裁昭和41年2月26日判決・高刑集19巻1号58頁、判例タイムズ191号155頁

⁴ 最近では大阪地裁平成29年11月29日判決判例タイムズ1447号213頁は「憲法21条2項後段は、「通信の秘密

知的財産研修会

裁判例から見る進歩性判断

近時、知財高裁の進歩性の判断は精緻化しており、従来であれば進歩性が否定されていたと思われる事案で進歩性が肯定される（容易想到性が否定される）例が相次いでいます。その原因は、動機付けの有無の判断（容易性の判断）の厳格化のみならず、主引例適格性の判断及び想到性の判断の厳格化にあることは意外に知られていません。また、米国特許法においては、類似技術テストにより引用発明の適格性が問題となることも知らない方が多いようです。

そこで、本研修会においては、裁判例の検討を通じて、主引例適格性の判断、想到性の判断及び容易性の判断（動機付けの有無の判断）について理解を深め、実務に有益な情報を提供することを目的とします。また、講師著書『裁判例から見る進歩性判断』（研修会当日無料配付）刊行後の裁判例に加え、米国裁判例（類似技術テストに関するもの及びK S R判決以降のもの）もフォローし、進歩性判断に関する理解を深めます。

<アジェンダ>

- | | |
|----------------------------|--|
| 1 「想到性」判断と「容易性」判断の区別 | 4 米国法における類似技術テスト等 |
| 2 「想到性」の判断の検討 | 5 「技術常識」、「設計事項」等の概念の整理 |
| 3 「容易性」判断の検討 | 6 動機付け基礎付け事由としての技術分野の関連性、課題の共通性、作用・機能の共通性等 |
| 3-1 「容易性」判断の客観性の確保 | 7 阻害要因の類型化 |
| 3-2 課題の発見の非容易性と発明の「容易」性 | 8 関連裁判例（米国裁判例を含む）の検討 |
| 3-3 主引例の選択の問題（「主引例適格性」の問題） | |

日本弁理士会会員の皆様へ

（一財）経済産業調査会は、日本弁理士会の継続研修を行う外部機関として認定されています。この研修は、日本弁理士会の継続研修として認定を申請中です。この研修を修了し、所定の申請をすると、5単位が認められる予定です。

日 時：平成31年1月23日（水） 10:00～16:10（開場 9:30）

場 所：CONFERENCE BRANCH 銀座 E会議室

東京都中央区銀座3丁目7-3 銀座オーミビル 4階

（東京メトロ銀座線・日比谷線・丸ノ内線銀座駅下車 A13番出口より徒歩約3分）

講 師：TH弁護士法人 弁護士・弁理士 高橋 淳 氏

お申込：一般財団法人 経済産業調査会 業務部

TEL：03-3535-4881 E-mail：seminar@chosakai.or.jp

参加料：各1名につき（資料代・消費税込）

特別会員 10,000円 普通会員・知財会員 15,000円

特許ニュース・
経済産業公報ご購入者 18,000円 一 般 23,000円

主 催：一般財団法人 経済産業調査会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-8-9 木挽館銀座ビル

最新のセミナー情報がご覧になれます

経済産業調査会 セミナー

検 索



バックナンバー 検索・閲覧サービス

創刊号から56年分の特許ニュースを
デジタル版で検索・閲覧できます!

どなたでも

無料トライアル 受付中!!



トライアル受付は、下記 URL、
メールまたはQRコードから

URL <https://goo.gl/UgGGux>
メール tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp



トライアル期間:2週間お試し

※過去5年分の検索・閲覧となります。

* 135-0004

* 東京都江東区森下3-1 2-5

* 丸の内線 森下駅 徒歩5分

* 株主

* IT技術

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

* 東信

新聞の帯からでも
お申込みできます!

12345678

特許ニュース

特許ニュースバックナンバー検索・閲覧サービス
無料トライアルお申込みは下記URLまたはQRコードから
<https://goo.gl/UgGGux>



バックナンバー検索・閲覧サービスの特徴

1

多くのバックナンバーの保管場所や管理の煩雑さを解消!

2

いつでもどこでも特許ニュースが検索・閲覧できます!

3

知財判例・解説等、過去の記事を日付やキーワードで検索

本申込みについて

<サービス利用料>

通常 **48,000円** / 年 (税別)



特許ニュースご購入者

36,000円 / 年 (税別)

<お申込み方法>

下記URL、メールまたはQRコードから

URL <https://goo.gl/qJi2yU>
メール tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp

※当サービスは、請求書またはクレジットカードでお支払いいただけます。

お問い合わせは下記 URL、メールまたはQRコードから

<https://goo.gl/wQm8uM>
tokkyo.news.bn@toshinsha.co.jp

